

記載例（1号許可：道路工事などの場合）

【日付】
申請書の日付は、実際に窓口へ申請する日を記入して下さい。

<h2 style="margin: 0;">道路使用許可申請書</h2> <p style="margin: 0; color: red;">令和〇〇年 〇〇月 〇〇日</p> <p style="margin: 0;">〇〇警察署長殿</p>			
住所	高松市番町四丁目1番10号		
申請者	道路使用株式会社		
氏名	代表取締役 香川 太郎		
	087-833-0110		
道路使用の目的	高松市〇〇町 県道〇〇号線路面補修工事		
場所又は区間	高松市〇〇町1丁目3番先から同8丁目2番先まで(約200m)		
期 間	令和〇〇年4月1日8時から同年4月10日17時まで(各日)		
方法又は形態	片側1車線道路のアスファルト舗装路面補修工事(片側交互通行)		
添付書類	「道路使用計画書」「作業工程表」「緊急連絡表」「交通量調査結果」等		
現 場 住 所	高松市西内町9丁目8番7号		
責 任 者 氏 名	高松 次郎		
	電 話 087-831-0110 (携帯 090-1234-5678)		
<h2 style="margin: 0;">道路使用許可証</h2> <p style="margin: 0;">上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 40px; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">条 件</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">警察署長 印</p>		条 件	
条 件			

【申請者】
 【個人の場合】
 氏名を記入し、押印して下さい。
 (申請者氏名を署名した場合、押印は省略できます。)

【法人・団体の場合】
 住所、法人名、役職、代表者氏名を記入し、社印又は代表者印を押印して下さい。

【道路使用の目的】
 目的欄は工事や作業などの具体的な名称を記入して下さい。
 《悪い例・・・『ガス事業』『管路埋設』など。漠然とした内容では、どのような工事や作業なのか判断できません。》

【場所又は区間】
 実際に道路を使用する場所や区間を正確な番地で記載して下さい。
 《悪い例・・・『〇〇町付近他5箇所』など。複数個所で行う場合は、それぞれの場所を正確に記入して下さい。》

【期間】
 実際に道路を使用する必要最小限の期間を記入して下さい。
 道路使用の行為によって許可可能な期間が異なりますので、詳しくは最寄りの警察署へ問い合わせして下さい。

【各日・終日】
 期間欄の右余白部に終日か各日かを記入して下さい。
 [各日] 毎日一定の時間だけ道路を使用
 [終日] 期間の開始から終日まで連続して道路を使用

【現場責任者】
 現場事務所を設置している場合は、事務所の住所や電話番号も併せて記入して下さい。
 ここに言う現場責任者とは、工事や作業全体を直接管理できる者を指しますので、何らかの措置が必要な際には確実に連絡が取れる連絡先(携帯番号)を記入しておいて下さい。

【方法又は形態】
 工事又は作業の方法や使用面積について具体的に記載するようになっています。
 例・・・『シールド工法による歩道上の下水管敷設工事』などと記入して下さい。
 《悪い例・・・『工事のため片側交互通行』など。何の工事をどのように実施するのが判断できません。》

【添付書類】
 工事や作業を実施するのに必要な「工事計画書」「工食用図面」「作業工程表」「体制表」などのほか、緊急時の連絡体制を疎明する「緊急連絡表」などの関係書面を添付して下さい。
 《見取図や道路断面図などの図面関係には、道路全体の幅員や道路を使用する作業幅、残余幅などの幅員をそれぞれ確実に記入して下さい。また、交通誘導員・安全施設などの配置状況も記入して下さい。》

この灰色の部分には何も記載しないこと!

注意事項!

- ☆ 道路使用許可申請書は同じもの(添付書類含む)を2部作成のうえ、道路を使用する場所又は区間を管轄する警察署へ申請して下さい。
- ☆ 道路使用許可は、原則、工事又は作業開始日の1ヶ月前から申請を受理します。内容によっては申請から交付まで日数がかかる場合がありますので、余裕を持った申請をお願いします。
- ☆ 訂正には押印が必要ですので、申請時には必ずご持参下さい。また、申請内容によっては、必要な書面の提出をお願いする場合があります。